

別表 1 (第 4 条関係)

区分	工事内容
増築	既存の店舗部分の存しない箇所に、新たに店舗部分を拡張する工事
改築	既存の店舗部分の一部を取り壊し、当該店舗部分が存した箇所に店舗部分を改めて建築する工事
改修	<p>1 店舗の耐久性を高める工事</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高めるために必要な工事</p> <p>2 店舗の安全性又は防災上必要な工事</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱、梁、筋かい等について有効な補強を行う工事</p> <p>(3) 外壁の等防火性能を高める工事</p> <p>(4) 屋根を不燃材で葺き替える等の工事</p> <p>(5) 段差解消、スロープ等の設置又は改修工事</p> <p>(6) その他安全上又は防災上必要な工事</p> <p>3 店舗の機能の向上を図るための工事又は店舗の衛生上必要な工事</p> <p>(1) 襖・障子・網戸・畳の張替を行う工事</p> <p>(2) 床材・内壁・天井の貼り替え、内装の塗装工事</p> <p>(3) 扉、窓ガラス・サッシの交換工事</p> <p>(4) 店舗間仕切りの変更等の模様替えを行う工事</p> <p>(5) 厨房等の給排水・衛生(換気を含む)設備工事</p> <p>(6) その他環境を良好にするため又は店舗の衛生上必要な工事</p> <p>(7) 冷暖房設備(エアコン等)の設置費用</p> <p>(8) 環境負荷低減に資する工事(断熱、LED 照明設置による省力化や CO2 削減による環境への配慮等を目的とした工事。ただし、太陽光発電設備は対象外とする。)</p> <p>4 新しい生活様式に対応する工事</p> <p>(1) タッチレスドア等の設置工事</p> <p>(2) 機能性壁紙(抗ウイルス対応の壁紙等)の張替え工事</p> <p>(3) その他、感染症対策のために必要な工事</p>